

日本光電倫理行動規定

1. 本規定の目的

(1) 本規定は、日本光電グループ各社（以下「会社」という）の役員・社員等（役員、社員、相談役、顧問、嘱託、臨時社員および派遣社員等を含み、日本光電グループで働く全ての人をいう。以下同じ）が「経営理念」および「日本光電行動憲章」の精神を実現するために、コンプライアンスの観点から遵守すべき行動のあり方を定める。

(2) 本規定を遵守するために、顧客、販売店、その他の取引先に対しても、必要に応じ本規定の目的と遵守事項を明確に説明して理解を求めなければならない。

2. 法令等の遵守

事業活動の全てにおいて、社会規範ならびに適用される法令、規制および社内外の規則（以下「法令等」という）を遵守し、社会正義を尊重する。これに反する行為が発生した場合、速やかに是正措置を講ずるとともに、再発の防止策を講じなければならない。

3. 人権の尊重

(1) 人権の尊重

事業活動のあらゆる場面において、全ての人の人権を尊重し、個人の人格、尊厳を侵害するような行為をしてはならない。

(2) 差別の禁止

性別、年齢、人種、国籍、容姿、肌の色、身体障害、宗教、出身、政治的信念、思想信条、私的な趣味や事情を理由として不当な差別を行ったり、そのような差別を放置したりしてはならない。

(3) ハラスメントの禁止

セクシャルハラスメントやパワーハラスメント（職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景としたハラスメント）などの嫌がらせ行為をしてはならない。

4. 適正な会計・記録・報告

- (1) 全ての取引は、会社の規則または指示した手続・方法に従い、適切な文書（注文書、注文請書、受領書、契約書等）を作成、受領、保管して行わなければならない。
- (2) 会計記録と財務報告は、適用される法令等や一般的に認められた会計原則・基準に従って作成しなければならない。
- (3) 事業活動にかかわる記録や報告は、経理的なものに限らず、その事実を正確、明瞭かつ適正に記載し、虚偽のまたは誤解を与える記録や報告を行ってはならない。

5. 会社と個人の関係

(1) 会社と個人の利益相反

- ① 会社の正当な利益に反する行為、会社に損害を与える行為、または会社の信用、名誉を毀損するような行為をしてはならない。
- ② 役員・社員等としての職務や地位を、自己または第三者の利益のために業務以外の目的に利用してはならない。
- ③ 供給業者、顧客、その他取引相手を選択し、取引を行うに際しては、完全に公平な態度で臨み、個人的な感情、事情や利害など、会社の利益以外を考慮した優遇や差別をしてはならない。
- ④ 会社と取引をしている、または取引を望んでいる他社や個人から、自己または第三者のために、一般的な社交儀礼の範囲を超えて、贈り物、接待、便宜、その他有価物の提供を求めたり、受けたりしてはならない。

(2) インサイダー取引

- ① 多くの国では、上場会社の株式等の有価証券（以下「株式」という）について、公表されるとその株式の価格に重大な影響を及ぼす未公表の重要情報（インサイダー情報）を利用して株式の売買を行うことは、法律で禁止されている。役員・社員等は、その国で適用される株式の売買に関する法令等を遵守し、職務に関連して知ったインサイダー情報を利用して、違法な株式の売買を行ってはならない。
- ② 日本光電本社は上場会社であり、日本光電本社の株式の売買は日本法に規制される。したがって、日本法に違反するインサイダー取引を防止するために、日本光電本

社の株式を売買しようとする役員・社員等は、事前に会社に申請してその許可を得なければならない。

6. 会社資産・情報の適正な管理

(1) 会社資産の適正な管理

会社の資産（設備、機器、備品、事務用品、製品、部品、原材料、現預金、有価証券等）は、事業活動のために効率的に活用し、紛失、盗難、毀損を防止して、適正に管理し、業務以外の目的に使用したり、私的に流用、横領したりしてはならない。

(2) 知的財産と秘密情報の保護

- ① 会社の知的財産(特許、商標、デザイン、ソフトウェア、ノウハウ等)は、会社の重要な財産であり、効果的に活用するとともに、適正に保護、維持、管理し、第三者に不正または不当に利用させてはならない。
- ② 技術、営業、財務、その他会社や事業に関する一切の秘密情報は、厳重に維持、管理し、在職中または退職後に関わらず、会社の許可なく第三者に開示、漏洩したり、不正または不当に利用したりしてはならない。
- ③ 秘密情報に限らず、職務に関連して取得した会社や事業に関する情報は、適切に管理し、不正または不当に開示、漏洩することで、会社や第三者に損害を与えてはならない。例えば、私的にインターネット、ソーシャルネットワーク、ソーシャルメディア等を介して、自分の仕事、他の役員・社員等、取引先または顧客に関すること、その他会社や事業に関する情報を開示することは、会社や取引先、顧客などに不当な損害を与える可能性があることを認識する。

(3) 個人情報の保護

- ① 会社が取得、保有する顧客、株主、取引先、役員・社員等などに関する個人情報 は、適用される法令等または会社の規則に従って適正に管理し、不正または不当に開示、漏洩したり、許可された目的以外に利用したりしてはならない。
- ② 職務に関連して取得した個人情報を利用して、本人（情報主体）の権利、利益が害されるような行為をしてはならない。

7. 顧客・公務員・取引先との関係

(1) 顧客・公務員との関係

- ① ほとんど全ての国では公務員（政府関係機関・国際機関役職員を含む。以下同じ）への贈賄行為は法律で禁止されている。また、多くの国では外国公務員への贈賄行為を法律で禁止している（米国のFCPA、英国のBribery Act、日本の不正競争防止法等）。役員・社員等は、日本光電グループの腐敗行為防止規定を遵守し、上記の腐敗行為防止の法令等を含め、自らの事業に適用となる全ての法令等で禁止されている公務員または外国公務員に対する一切の贈賄・腐敗行為を行ってはならない。
- ② 贈賄行為に該当しない一般的な社交儀礼の範囲に属する贈り物や接待などについても、公務員の倫理に関する法律、規程または規則により、公務員はこうした贈り物や接待を受けることを厳しく制限されている場合があることを、役員・社員等は認識して行動しなければならない。
- ③ 公務員に限定されず、顧客（病院等の医療機関、医師、医療関係者、医療機関の職員等を含む）に対して、取引を不当に誘引する手段として、金銭、贈り物、接待、便宜、その他有価物等を提供することは、その国で適用される法令等で禁止されている場合がある（例として日本の公正競争規約）。役員・社員等は、全ての顧客との関係および取引において、関係する法令等について十分な知識を持ち、公正で適法な取引を行わなければならない。
- ④ 贈賄・腐敗行為のみならず、公務員、顧客、取引先またはその他の他者の行為または意思決定に不当に影響を与える詐欺的行為、共謀、威圧的行為、その他一切の不正行為を行ってはならない。

(2) 取引先との関係

供給業者、その他の取引先に対しては、常に対等で公正な立場で接し、適用される法令等および契約に従って誠実に取引を行うものとし、自らの優越的地位を利用して、相手に不当な取引条件を強要したり、不利益を及ぼしたりしてはならない。

8. 公正な競争

(1) 独占禁止と公正競争に関する法律の遵守

- ① 各国の独占禁止と公正競争に関する法令等を遵守し、こうした法令等に違反して、

公正な競争を制限するような行為を行ってはならない。

- ② 多くの国において、競合他社との間で、価格の取り決め、共謀した入札または市場・顧客の割り当てを行うことは法律違反となる。また、競合他社との間で、競争を回避する目的をもって、現在や今後の価格や販売に関する情報を交換するといった協調した活動を取ることも避ける必要がある。役員・社員等は、その国で適用される独占禁止と公正競争に関する法律について十分な知識を持ち、公正で適法な事業活動を行わなければならない。

(2) 公正な販売活動

販売および宣伝活動においては、正確で公正な表示、表現を用いなければならない。誤解を招くような表示や表現、他社および他社品を誹謗・中傷するような行為をしてはならない。

9. 他者および社会との関係

(1) 他者の知的財産・秘密情報の尊重

- ① 他者の知的財産（特許、商標、デザイン、ソフトウェア、ノウハウ等）を尊重するとともに、故意に侵害、不正使用してはならない。
- ② 他者の知的財産を侵害することを未然に防止し、製品や技術の開発、生産、導入、販売については、適切な調査や対策を行わなければならない。
- ③ 他者の秘密情報を不正な手段で（または不正な開示が介在したことを知りながら）入手して利用してはならない。正当に入手した情報も、他者に対して秘密保持義務を負う情報は、厳重に維持、管理し、在職中または退職後に関わらず、当該情報の開示者の許可なく第三者に開示、漏洩したり、不正または不当に利用したりしてはならない。

(2) 環境への配慮

製品の開発、製造、販売を含む全ての事業活動において、環境に関する法令等を遵守し、地球環境の保全と向上に努めなければならない。

(3) 反社会的勢力への対応

市民社会の秩序や安全に脅威を与える暴力団などの反社会的勢力に対しては、毅然たる態度で臨み、一切の関係を遮断し、あらゆる不当な要求を拒否しなければならない。

1 0．医療機器・安全・品質に関する法令等

(1) 会社が製造、販売する製品は、世界中の国々で、医療機器、安全、品質に関する様々な法令等の対象となる。役員・社員等は、製品の開発、製造、販売、輸出、輸入、保守、その他自分の責務に関連、影響する全てのそうした法令等を熟知して、遵守しなければならない。

(2) 販売やアフターサービスに関わる役員・社員等は、製品に発生した不良、不具合などの有害事象や苦情を、会社の規則または指示に従って直ちに会社に適切に報告しなければならない。

(3) 医療機器に関する広告、宣伝、販売については、関連する法令等による制約を熟知し、これを遵守しなければならない。

1 1．輸出関連法規

製品、その他全ての物品または技術を輸出する場合は、その国で適用される輸出に関する法令等、他国の法令等であっても遵守すべきもの（例えば米国輸出規制）、および会社の規則または指示を遵守して、適法で実効ある輸出管理を行わなければならない。